

### 3.3.3 合併処理浄化槽

本町の合併処理浄化槽は、市街化区域のうち下水道計画区域外の区域については、小川町公共浄化槽事業（市町村設置型）を行っており、町が主体となって、設置から維持管理までを行っている。

合併処理浄化槽設置整備事業の概要を表 3.3.3 に示す。

表 3.3.3 合併処理浄化槽事業の概要

	面積 (ha)	人口 (人)	概要		
			設置主体	本体工事	維持管理等
町設置型合併浄化槽	110	1,773	町	町	町
個人設置型合併浄化槽	5,116	7,090	個人	個人	個人

また、その他の下水道計画区域外、農業集落排水事業区域外の区域については、個人設置型となっており、個人が合併処理浄化槽を設置する際は、合併処理浄化槽設置整備事業による補助制度を設けている。

合併処理浄化槽設置整備事業の概要を表 3.3.4 に示す。

表 3.3.4 合併処理浄化槽設置整備事業の概要

	設置替え（※1）
本体工事費補助	36万円以内（5人槽） 46万2千円以内（7人槽） 58万5千円以内（10人槽）
既設槽撤去 処分費補助	8万5千円（単独処理浄化槽および 汲み取り便槽）
配管費補助	25万円

（出典）小川町HP（令和7年5月時点）

※1：単独処理浄化槽または汲み取り便槽を合併処理浄化槽に設置替えする場合。ただし、区域によっては交付できない場合あり